

型 式 の 区 分

文書細断機

要 素	区 分
(A) 定格電圧	(1) 125 V 以下のもの
	(2) 125 V を超えるもの
(B) 定格消費電力（文書細断機及び電動断裁機の場合に限る。）	(1) 200W 以下のもの
	(2) 200W を超えるもの
(C) 電動機の種類	(1) 単相誘導電動機のもの
	(2) 整流子電動機のもの
	(3) 3 相誘導電動機のもの
	(4) その他のもの
(D) 電源スイッチ（機器本体に取り付けられ、操作することによって機器の主機能の動作が可能となるスイッチのことをいい、自動スイッチ及び自動温度調節器を除く。）	(1) あるもの
	(2) ないもの
(E) 電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの
	(2) 接続器利用のもの
(F) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施していないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に○印を付して下さい。

JET94015-1/1- (end)